

実務研究

日本税務会計学会
令和3年5月 月次研究会



松沼謙一〔世田谷〕

タキゲン事件最高裁判決について

1 はじめに

昨今、中小企業における事業承継をどのように行うか、併せて相続税の節税スキームの設計は、我々税理士にとって非常に重要な案件となっている。中小企業の事業承継に於ける要諦の一つは、「非上場株式の株価をいかにして低くするか」であるが、本件は、相続税の節税スキームの一環で行われた株式の譲渡であり、株式譲渡後の被相続人の議決権割合(持ち株比率)が15%未満になることを企図したと推察される。目論見通り、被相続人の相続時の持ち株比率は15%未満となり、別件の訴訟も乗り切り、相続税の節税はうまくいったものの、持ち株

2 事案の概要

A社の代表取締役であった甲は、自身の有していた同社の株式のうち725、000株(以下「本件株式」という)をB社に対して譲渡した(以下「本件株式譲渡」)。甲は、その後、死亡し、甲の相続人らは、本件株式譲渡に係る譲

株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、甲の相続人らに対し更正処分を行った。そのため、甲の相続人らが上記更正処分等の取り消しを求めて提訴した。

「(4)の「株主が取得した株式」などの文言を「株主が譲渡した株式」などと殊更に読み替えることは許されない。」とし、よって、「譲渡所得に対する課税に

おいても、評価通達188の(2)〜(4)の少数株主に該当するかどうかは、その文言どおり株式の取得者の取得後の議決権の割合により判定されるというべきである」とし、本件株式の価額は配当還元方式によって算定するとして、逆転納税者勝訴となった。

「通達の文理解釈という禁断の手法を使った税理士」と評されることになってしまったのだが、常識をもった専門家であれば、通達の文理解釈などという理屈をもつてくることは一般にはないと思われる。しかし、なぜか高裁がその「通達の文理解釈」という理屈を採用してしまっただけでなく、最終的に、最高裁判決・補足意見は、「通達の文理解釈(に依拠した判断)はありえない」ことを明示し、確認された。この点、当該紙面の都合上、詳細に記載できないのが残念なのだが、本件判決及び補足意見を一読いただきたい。

次に、なぜ「譲渡前の立場」としてあてはめるのかについて検討したい。この点は、譲渡所得の趣旨、すなわち「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」に依拠している。この趣旨から、譲渡所得は、「支配を離れる際に課税する」のだから譲渡時には、「支配を維持している状態である」となり、断も必要となったことである。納税者は、通達を文理解釈し、譲渡後の立場としてあてはめる、と主張した。この点、某紙に曰く、

「通達の文理解釈という禁断の手法を使った税理士」と評されることになってしまったのだが、常識をもった専門家であれば、通達の文理解釈などという理屈をもつてくることは一般にはないと思われる。しかし、なぜか高裁がその「通達の文理解釈」という理屈を採用してしまっただけでなく、最終的に、最高裁判決・補足意見は、「通達の文理解釈(に依拠した判断)はありえない」ことを明示し、確認された。この点、当該紙面の都合上、詳細に記載できないのが残念なのだが、本件判決及び補足意見を一読いただきたい。

3 争点

本稿では争点のうち「本件株式が低額譲渡に当たるか」について論考する。

4 最高裁判所判決(差戻し)

最高裁は、高裁の判断について、「原審は、本件株式の譲受人であるB社が評価通達188の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時に

おける価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。」とし、高裁に差戻しした。なお、宇賀克也裁判官、宮崎裕子裁判官の各補足意見がある。

まず、通達の文理解釈に依拠した判断について検討したい。本件は、主張が「どの通達があてはまるか」に絞られた結果、判断も「この通達があてはまる」となる。ここで問題となったのは、既に現時点では最高裁判決を受けた通達変更があり整理(個人的に「整理」か疑問)されているが、本件当時、通達が中途半端であったため、通達の「読み替え」の有無についての判断も必要となったことである。納税者は、通達を文理解釈し、譲渡後の立場としてあてはめる、と主張した。この点、某紙に曰く、

「通達の文理解釈という禁断の手法を使った税理士」と評されることになってしまったのだが、常識をもった専門家であれば、通達の文理解釈などという理屈をもつてくることは一般にはないと思われる。しかし、なぜか高裁がその「通達の文理解釈」という理屈を採用してしまっただけでなく、最終的に、最高裁判決・補足意見は、「通達の文理解釈(に依拠した判断)はありえない」ことを明示し、確認された。この点、当該紙面の都合上、詳細に記載できないのが残念なのだが、本件判決及び補足意見を一読いただきたい。

3点目として、「支配力」と「資産の価値増加益」との関係について検討したい。相続税・贈与税の評価である評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合に支配力の程度に着目し規定されている。相続税・贈与税において、取得した後の支配力が重要なこととは言えつまでもなく理解できる。しかし、この評価通達をやや強引に譲渡所得に適用し、文言がそのまま引用されたことにより、「支配力」と「資産の価値増加益」との関係がやや不明確であるように思える。配当還元方式による評価については、演繹的に「配当還元方式による評価は少数株主に適用する評価方法」として、「少数株主は支配力がないゆえに」「配当還元方式による評価は支配力がない株主に対する評価方法」という結論が導きだされるが、これはあくまでも配当還元方式による評価方法が「支配力」のない株主に適用されるというにすぎない。もちろん、実務上、配当還元方式が他の方法に比して低額となることは経験上理解しているが、だからといって、配当還元方式が必ずしも「資産の増加益」を反映していないとまでは言えないのではないかと。譲渡所得は、資産の価値増加益に対してなされる課税であり、はたして「支配力」＝「価値増加益」、言い換えると、「価値増加益」＝「純資産方式又は類似業種比率方式による評価」との関係が純粹に成り立つのか、また、「配当還元方式による評価」が本当に「支配力」を示していないとまでいえるのか、いささか疑問である。差戻しの高裁の判断が待たれる。

5 検討

本件は、本質的には、取引所の相場のない株式(以下「相場のない株式」)の資産の譲渡の際における価額の問題である。「時価」とは、客観的交換価額をいうものとされるが、そもそも相場のない株式は通常売買実例等に乏し

く、その客観的交換価額の正確に把握することが容易ではないし、仮に売買実例があるとしても、その売買価額が当事者間の主観的事情に左右されることが避け難く、その売買実例は、一般に当該株式の客観的価額を反映したものと考えら

る。3点目として、「支配力」と「資産の価値増加益」との関係について検討したい。相続税・贈与税の評価である評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合に支配力の程度に着目し規定されている。相続税・贈与税において、取得した後の支配力が重要なこととは言えつまでもなく理解できる。しかし、この評価通達をやや強引に譲渡所得に適用し、文言がそのまま引用されたことにより、「支配力」と「資産の価値増加益」との関係がやや不明確であるように思える。配当還元方式による評価については、演繹的に「配当還元方式による評価は少数株主に適用する評価方法」として、「少数株主は支配力がないゆえに」「配当還元方式による評価は支配力がない株主に対する評価方法」という結論が導きだされるが、これはあくまでも配当還元方式による評価方法が「支配力」のない株主に適用されるというにすぎない。もちろん、実務上、配当還元方式が他の方法に比して低額となることは経験上理解しているが、だからといって、配当還元方式が必ずしも「資産の増加益」を反映していないとまでは言えないのではないかと。譲渡所得は、資産の価値増加益に対してなされる課税であり、はたして「支配力」＝「価値増加益」、言い換えると、「価値増加益」＝「純資産方式又は類似業種比率方式による評価」との関係が純粹に成り立つのか、また、「配当還元方式による評価」が本当に「支配力」を示していないとまでいえるのか、いささか疑問である。差戻しの高裁の判断が待たれる。

本件は相続税の節税に関する案件であり、主張が「どの通達があてはまるか」であったことから、「この通達があてはまる」との結論となり、矮小化した議論となってしまう感がある案件である。ただ、通達の文理解釈に依拠した判断はあり得ない、という点が改めて明確に示された点は着目すべきである。近年、我々税理士が、事業承継や

M&Aにおいて相場のない株式を評価する重要性は高まっている。そして、最近では税務訴訟以外で、評価通達による評価額が採用されることはまれであるとも言われている。事業承継やM&Aの場合、評価通達に基づく評価だけでなく、種々の評価方法を理解している必要がある。相場のない株式の評価について、改めて検討する必要性を感じる。

6 おわりに